

(地Ⅲ81)

平成26年7月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
に係る定期の予防接種に使用するワクチンについて

標記の件につきまして、今般、別添の事務連絡が厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛なされ、本会に対して情報提供がありましたのでお知らせいたします。

本件の内容は、本年10月からの施行を予定している肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る定期の予防接種について、

- ①現時点において、定期接種に使用するワクチンは23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」（以下「PPSV23」）を予定していること
- ②沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン「プレベナー13」（以下「PCV13」という。）については、本年6月20日付けで、薬事法上の65歳以上の者に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能・効果が追加承認されたところだが、PCV13を本件定期接種に使用するかどうかについては、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において審議することとし、現時点ではPCV13を本件定期接種の開始時に使用することは、予定していないこと
- ③既にPPSV23の接種を受けたことのある者は本件定期接種の対象者とはならない予定であるが、PCV13の接種を受けたことがあっても、PPSV23による本件定期接種の対象外とはならないこと

であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成26年6月27日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
に係る定期の予防接種に使用するワクチンについて（情報提供）

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る定期の予防接種（以下「本件定期接種」という。）については、本年10月からの施行を予定しているところですが、今般、各都道府県衛生主管部（局）に対して別添事務連絡を送付しましたので、貴会会員に対しても、情報提供していただけるようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成26年6月27日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
に係る定期の予防接種に使用するワクチンについて（情報提供）

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る定期の予防接種（以下「本件定期接種」という。）については、本年10月からの施行を予定しているところです。現時点において、本件定期接種に使用するワクチンは23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」（以下「PPSV23」という。）を予定しております。

また、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン「プレベナー13」（以下「PCV13」という。）については、本年6月20日付けで、薬事法上の65歳以上の者に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能・効果が追加承認されたところです。PCV13を本件定期接種に使用するかどうかについては、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において審議することとしております。このため、現時点ではPCV13を本件定期接種の開始時に使用することは、予定しておりません。

なお、既にPPSV23の接種を受けたことのある者は本件定期接種の対象者とはならないこととする予定です。ただし、PCV13の接種を受けたことがあっても、PPSV23による本件定期接種の対象外とはなりません。